

大分県報

令和五年
八月十日
号外（八五）

（木曜日）

目次

規則

大分県税特別措置条例施行規則の一部改正……………一

○規則

大分県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年八月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第四十二号

大分県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

大分県税特別措置条例施行規則（昭和三十八年大分県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の二中 「離島振興対策実施地域」 を削り、同様式注3中「1以外」を「2以外」に改める。

第二号様式中「㊦無添紙」を「㊧無添紙」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（改正前の大分県税特別措置条例施行規則に定める様式による用紙に関する経過措置）

2 改正前の大分県税特別措置条例施行規則第一号様式の二及び第二号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

令和五年八月十日

大分県報号外（規則）